

議案第31号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を踏まえ、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を法定利率に改める必要があるので、本案を提出いたします。

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「より疾病の発生が確定した日」の次に「（以下「事故発生日」という。）」を加える。

付則第6条第5項第2号及び第6項並びに第7条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。